

吸収合併に関する事後開示書類

(会社法第 801 条及び会社法施行規則第 200 条に定める事項)

2023 年 4 月 3 日

青森県弘前市大字神田一丁目 3 番地の 1
東北化学薬品株式会社
代表取締役社長 東 康之

1. 吸収合併が効力を生じた日

2023 年 4 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における組織再編に関する差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続きの経過

(1) 差止請求

吸収合併消滅会社である東北システム株式会社は、当社の完全子会社であったため差止請求について該当はありません。

(2) 反対株主の買取請求

吸収合併消滅会社である東北システム株式会社は、当社の完全子会社であったため反対株主の買取請求について該当はありません。

(3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行しておりません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社に対して、異論を述べた債権者はありませんでした。なお、吸収合併消滅会社は、2023 年 2 月 1 日付で官報に公告を行い、異議申述期限まで異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過

(1) 反対株主の買取請求

吸収合併存続会社である当社に対し、株式の買取りを請求した株主はありませんでした。

(2) 債権者の異議

吸収合併存続会社である当社に対し、異議を述べた債権者及び株式の買取りを請求した株主はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である 2023 年 4 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社である東北システム株式会社からその資産、負債その他の権利義務の一切を引き継ぎました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりであります。

6. 吸収合併の変更の登記をした日

2023 年 4 月 1 日

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上